

第十一号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。
 別表第二都市開発部の表の次に次の一表を加える。

都市開発部（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づく審査の事務に限る。）

名称及び額

徴収時期

事務	名称及び額	徴収時期
一 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項の規定に基づき、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の（一）及び（二）に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について都市開発部の表一の項額の欄の1の本文、二の項額の欄の本文又は四の項額の欄の本文に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について同表一の項額の欄の2、二の項額の欄のただし書、三の項額の欄のただし書又は四の項額の欄のただし書に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表五の項又は六の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額） （一）一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 申請戸数が一戸のもの 四千七百円 申請戸数が二戸以上五戸以下のもの 四千七百円 申請戸数が三戸以上十戸以下のもの 九千四百円 申請戸数が六戸以上十戸以下のもの 一万六千円 申請戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの 二万七千円 申請戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの 四万五千元 申請戸数が五十一戸以上百戸以下のもの 八万二千元 申請戸数が百一戸以上二百戸以下のもの 十三万千円 申請戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの 十七万円 申請戸数が三百一戸以上のもの 十八万五千元 （二）共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 申請戸数が一戸のもの 四千七百円 申請戸数が二戸以上五戸以下のもの 九千四百円 申請戸数が六戸以上十戸以下のもの 一万六千円 申請戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの 二万七千円 申請戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの 四万五千元 申請戸数が五十一戸以上百戸以下のもの 八万二千元 申請戸数が百一戸以上二百戸以下のもの 十三万千円 申請戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの 十七万円 申請戸数が三百一戸以上のもの 十八万五千元	認定申請のとき

第 1 1 号議案

		(一) 以外の 場合	
		(1) 一戸建て住宅	(2) 共同住宅等
		イ 住戸ことの申請の場合	ロ 一の建築物の申請の場合
		申請戸数が一戸のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの	(1) 住戸の部分 建築物の総戸数が一戸のもの 建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの 建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの 建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの 建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの 建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの 建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの 建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの 建築物の総戸数が三百一戸以上のもの
	外の建築物	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	一万八千円 五万六千円 八万八千円 十一万二千元 十四万円 一万八千円 三万七千円 五万二千元 七万四千元 十万八千円 十五万九千元 二十二万二千円 二十九万九千元 三十四万二千元

	(3) ①及び②以 外の建築物		
	(Ⅰ) 共用廊下 等の部分	(Ⅱ) 非住宅の 部分	
建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	五万七千円
建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	九万六千円
建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	十五万六千円
建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	二十万五千円
建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が一万五千平方メートルを超えるもの	二十四万七千円
建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	二十九万円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	十二万三千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	十九万八千円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	二十九万円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	三十六万円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	四十二万七千円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	四十九万円

備考

- 一 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料については、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の申請の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。
- 二 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料については、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の申請の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

付 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(説明)

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等を定める必要があるため、本案を提出いたします。